

広野町復興推進計画

令和6年12月27日
福島県広野町

1. 計画の区域 広野町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらし、当町においても、震災・大津波により、建物や道路・水道をはじめとする社会インフラにも甚大なる被害を生じるなど、その被害は全町域に及んだ。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の原発事故により、全町民の避難、役場機能の町外移転を強いられ、これらに伴う風評被害等による農・商・工業の衰退、町民の流出が懸念されるなど、当町の経済は非常に厳しい状況に直面している。

こうした中、令和3年3月に策定した「第二期広野町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「若い世代が働く場があるまち」を基本目標の1つとして示した。原発事故以降低迷している地域経済の回復と雇用確保のため、当町の中核的産業を担い得る企業の設備投資を支援することで、町民生活の安定、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを当計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

町民生活の安定、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を促進するため、当町の中核的産業である金属製品製造業について、立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を推進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

株式会社二光製作所（以下「対象事業者」という。）が、広野駅東側地区において、金属製品製造工場の新設を行うために必要な資金を貸し付ける

事業

- ② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

当町における金属製品製造業は、当町の製造業における従業者数において第3位であり、当町の中核的産業である。対象事業者が当町に進出した場合、稼働時には10名（内新規地元雇用者6名）の雇用を予定しており、金属製品製造業における従業者数の約19%を占めることとなり、対象事業者が行う設備投資による雇用効果や経済効果等は、被災地の復興事業に大きな影響を与え得るものである。

したがって、目標に掲げた「町民生活の安定、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③ 施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

- ④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名
株式会社商工組合中央金庫

- ⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

福島イノベーション・コースト構想で掲げる重点分野の1つでもある「航空宇宙」分野において、株式会社二光製作所は国内に10社以上の航空機・防衛・宇宙製造メーカーとの取引が行われており、航空機業界の国際認証であるNadCapの特殊溶接を東北地方で唯一取得している。

当町はもとより、相双地域における航空・防衛・宇宙製品のサプライチェーンの強靱化、人材確保及び育成、開発製造を支える環境の構築をインテグレーション能力と位置づけ、航空・防衛・宇宙製品の産業化を当町から世界に発信されることが期待される。

こうした中、対象事業者が当町に工場を新設することは、復興事業のスピー

ドを加速するとともに、地域経済の活性化及び雇用機会の創出に結び付くものであり、当町の復興の円滑かつ迅速な推進と雇用創出に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、広野町、福島県、広野町商工会、株式会社商工組合中央金庫、株式会社二光製作所を構成員とする広野町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議（書面開催）を行った。